

〔日本後紀十七〕平城大同三年十月丁卯、東山道觀察使左近衛中將正四位下行春宮大夫安倍朝臣兄雄卒。○中略伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得論者義之。

〔日本後紀二十一〕嵯峨弘仁二年七月庚子、備前守正四位下藤原朝臣真雄卒。○中略爲推國城平天皇之近臣。○中略身帶弓劍、常侍朱鉤、屬天皇遷御平城分局追從、既而一女進謀、天皇擬入于伊勢、真雄遮輿而伏、忘死固爭、蓋魏臣斷轍之志乎、可謂歲寒而知松柏之後凋者也、今上嘉其忠情、特授正四位下、拜備前守在任而卒、時年卅五。

〔三代實錄十〕清和貞觀八年九月廿二日甲子、夏井紀者、左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也。○中略寬平法皇多宇ノ御位ノ時、菅丞相○道真君ヲイサメタテマツリ給事、漢土ノ上○文以其忠正清貧無宅、賜宅一區、夏井秉志、忠直時有規諫、上以此逾重之。

〔續古事談一〕道后宮寛平法皇多宇ノ御位ノ時、菅丞相○道真君ヲイサメタテマツリ給事、漢土ノ賢臣ノ諫言ヲタテマツルニコトナラズ、或時コトニ殺生禁斷オコナハレタリケル次ノ年、君ミヅカラタカマリヲシ給ゲレバ、丞相申給ケリ、今年ハ鳥獸ナニノアヤマチアレバカ、タチマチニコレヲカリ給ゾト申サレケレバ、ミカドコトハリニツマリテ、カリヲヤメサセ給ニケリ。

〔承久兵亂記上〕きんつぎこういけんの事

大亥やうきんつねふし、亥ざるにをこなはるべきよし、おほせければ、亥よきやうくちをとづるところに、とく大じの大亥んきんつぎの申されけるは、ちよくめいのうへは、さうにをよばず候へども、ご亥らかはのほうわうの御とき、ともやすと申せんごを亥らざるふとくじんのもの、  
ざんそうにつかせ給ひつゝよしなかを、ついたうせんとせられしが、きそいきどほりをふくみ、  
ほう亥ゆうじ殿へむかふて、せめたてまつる、みかたのいくさ、一ときのうちにやぶれて、きみも  
しんも、ほろび給ひき、いまさらたねよし、ひろつながさんにより、よしときをせめらるべきか、か  
たきをほろぼさんにつきてても、みかたのほろびんにつけても、大亥んいげなうごん以上の人々に、